

原油価格高騰の影響を受けた運輸事業者の皆様へ

八潮市運輸事業継続支援事業補助金のご案内

原油の価格高騰により経費増加などの影響を受けている市内運送事業者に対し、その影響を緩和し事業継続を支援するため、補助金を交付します。

交付対象者：次のいずれにも該当する市内事業者

(1) 「一般貨物自動車運送事業」または「特定貨物自動車運送事業」を営んでおり、八潮市内に本社または営業所を有していること（軽自動車の黒ナンバーや二輪車の緑ナンバーは対象外となります。）

(2) 2022年5月31日時点で埼玉運輸支局に登録されている市内営業所等に登録のある事業用車両を有していること
※登録台数については、埼玉運輸支局のデータと突合させていただきます。

交付額：上記(2)に該当する事業用車両1台につき2万円
(被牽引車を除く。上限100万円)

申請回数：1営業所などにつき1回限り

申請期間：2022年9月15日(木)～2022年11月30日(水)

主な交付要件

- 1 2022年6月1日時点で当該事業を営んでおり、引き続き市内で当該事業を継続する意思があること。
- 2 八潮市家庭系一般廃棄物等収集運搬事業者継続支援事業補助金の受給者でないこと。(予定含む)
- 3 政治団体又は宗教団体ではないこと。
- 4 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団または反社会勢力に属していないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。 など

主な申請書類

- ・八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付申請書
- ・八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付請求書
- ・八潮市運輸事業継続支援事業補助金対象車両一覧表 ・貨物運送業の許可を証する書類の写し
- ・埼玉運輸支局に登録されている、市内事業所等で保有する事業用自動車の台数がわかる書類
- ・申請する事業用自動車の自動車検定の写し など

※必要に応じて、現地調査や追加書類の提出及び説明を求める場合があります。

お問い合わせ先

【八潮市役所 商工観光課 運輸事業継続支援事業補助金担当】

電話：048-996-2111（代表）（内線202）



©八潮市

よくあるお問い合わせ

Q1 他助成制度との重複給付はできますか。

A1 国や県等の他助成制度の給付による制限はありません。

※八潮市家庭系一般廃棄物等収集運搬事業者継続支援事業補助金の受給者は当補助金の交付を受けることはできません。

Q2 休業中または廃業済の場合は申請できますか。

A2 一時的に休業している場合も、2022年6月1日時点で事業を営んでおり、今後も継続する意思があれば対象となります。廃業済みまたは営業再開の予定がない場合には、対象外となります。

Q3 八潮市内に営業所が複数あります。それぞれの営業所で申請していいですか。

A3 はい。営業所等ごとに補助金を交付しますので、市内各営業所等から申請してください。

Q4 交付金額はいくらですか。

A4 2022年5月31日時点で埼玉運輸支局に登録されている市内営業所等に属する事業用自動車（被牽引車を除く緑ナンバー）1台につき2万円を支給します。（上限100万円）

※当補助金の交付対象は、**一般貨物自動車運送事業**及び**特定貨物自動車運送事業**を営む事業者が対象となりますので、貨物軽自動車運送事業（軽自動車の黒ナンバーや二輪車の緑ナンバー）は対象外となります。

Q5 必要書類や申請書の書き方を教えてください。

A5 市ホームページに必要書類一覧及び申請書の記入例を掲載していますので、ご覧ください。
個別のご相談は、市役所商工観光課までお電話ください。

申請方法等

申請方法：申請書類一式を下記送付先に**郵送**してください。（令和4年11月30日（水）消印有効）

【送付先】〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1

八潮市役所 商工観光課 運輸事業継続支援事業補助金担当

※申請書類等の返却はいたしません。



QRコード

○申請書類は、市ホームページからダウンロードするか、八潮市役所商工観光課窓口でお受け取りください。

【市ホームページ】 <https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/zigyosya-shien/unnyushien.html>

八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、原油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な市内運輸事業者の事業継続を支援するため、八潮市運輸事業継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する運輸事業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。第3号において「法」という。）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者であること。
- (2) 令和4年5月31日時点において国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局（次条第1項において「埼玉運輸支局」という。）に登録された市内営業所等に登録のある事業用車両（被牽引車を除く）を有している事業者であること。
- (3) 市内に本社又は法第4条第1項第2号の事業計画に定める営業所を置く法人又は個人事業主であること。
- (4) 令和4年6月1日時点で第1号に規定する事業を営んでおり、引き続き市内で当該事業を継続する意思があること。
- (5) 八潮市家庭系一般廃棄物等収集運搬事業者継続支援事業補助金の受給者ではないこと（予定を含む。）。
- (6) 政治団体又は宗教団体ではないこと。
- (7) 代表者、役員、従業員又は構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は反社会的勢力（以下この号において「暴力団等」という。）に属しておらず、かつ、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (8) 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でないこと。
- (9) その他誓約事項に同意すること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、令和4年5月31日時点において埼玉運輸支局に登録された市内営業所等に登録のある事業用車両1台当たり2万円を乗じた額とし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付は、営業所等ごとに1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年11月30日までに、次に掲げる書類を書面により市長に申請しなければならない。

- (1) 八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付請求書（様式第2号）
- (3) 八潮市運輸事業継続支援事業補助金対象車両一覧表（様式第3号）
- (4) 貨物運送事業の許可を証する書類の写し
- (5) 市内にある本店及び営業所等で保有し、埼玉運輸支局に登録されている事業用自動車の台数がわかる書類
- (6) 申請する事業用自動車の自動車検査証の写し
- (7) 振込先口座がわかる通帳等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、八潮市運輸事業継続支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、前条第1項の規定による交付の決定後、口座振替により交付するものとする。

(返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類の記載事項等に虚偽があるとき。

(2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(検査及び報告)

第8条 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付申請書

（宛先）八潮市長

令和 年 月 日

八潮市運輸事業継続支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	受付番号	
本社所在地	〒 121 - 0801 東京都足立区東伊興三丁目11番35号	
市内営業所等の所在地	〒 340 - 八潮市 埼玉県八潮市大字西袋837番地 本社所在地と同じ場合は記入不要 〒343-0883	
法人名又は事業所名	(フリガナ)ヤサキウネウコカブシキカイシャ 矢崎運輸倉庫株式会社	
代表者氏名	(フリガナ) ヤサキ ノボル 代表取締役 矢崎 昇	担当者氏名 (代表者と同じ場合は記入不要)
日中連絡の取れる電話番号	03 - 3899 - 5999	(フリガナ) ナンバ ナオミ
事業開始年月日	大正・昭和・平成・令和 58 年 2 月 14 日	
事業用自動車台数	10 台（被牽引車を除く）	
交付請求額	200,000 円	※対象車両1台当たり2万円。 上限100万円

【誓約書】

八潮市運輸事業継続支援事業補助金に関し、以下のとおり誓約します。

また、誓約した内容のいずれかに虚偽が判明した場合は、補助金を返還いたします。

- ・八潮市運輸事業継続支援事業補助金の申請要件を満たしています。
- ・補助金の給付を受けた後も八潮市内で事業を継続する意思があります。
- ・八潮市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・市税を滞納していません。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は反社会勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- ・政治団体、又は宗教団体ではありません。
- ・国又は法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第１に規定する公共法人ではありません。

矢崎運輸倉庫株式会社

代表者氏名 代表取締役 矢崎 昇



※署名捺印または記名押印願います。

● 送付書類確認表

- ☐ 八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付申請書（本紙）
- ☐ 八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付請求書
- ☐ 八潮市運輸事業継続支援事業補助金対象車両一覧表
- ☐ 貨物運送事業の許可を証する書類の写し
- ☐ 市内にある本社及び営業所等で保有し、埼玉運輸支局に登録されている事業用自動車の台数がわかる書類（事業計画の写し等）
- ☐ 申請する事業者用自動車の自動車検査証の写し
- ☐ 振込先口座が分かる通帳等の写し（確認用）
- ☐ その他市長が必要と認めた書類（ ）

八潮市運輸事業継続支援事業補助金交付請求書

（宛先）八潮市長

令和 年 月 日

所在地（本社または営業所） 東京都足立区東伊興三丁目11番35号
法人名（事業所名） 矢崎運輸倉庫株式会社
代表者氏名 代表取締役 矢崎 昇
連絡先 03-3899-5999



八潮市運輸事業継続支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

請求金額	百万	十万	万	千	百	十	一	円
	¥	2	0	0	0	0	0	

※上限100万円

100万円未満の場合は「¥」を記入

■振込先 ※添付する通帳等の写しと一致していることを確認してください。

金融機関名	りそな	☒ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農業協同組合	竹ノ塚	☐ 本店 ☒ 支店 ☐ 出張所 ☐ 支所
	預金種別	☐ 普通 ☒ 当座		
口座番号	700022 ←右詰めで記入してください			
カタカナ 口座名義	サキウソウコファツキガイシャ 矢崎運輸倉庫株式会社			

※ ゆうちょ銀行の場合、支店名等は「店番号（漢数字）」を記入してください。

様式第 3 号（第 4 条関係）

八潮市運輸事業継続支援事業補助金 対象車両一覧

事業者（営業所）名 矢崎運輸倉庫株式会社 埼玉営業所

	車両番号					車両番号			
1	春日部	101	あ	31-69	26				
2	春日部	400	あ	38-05	27				
3	春日部	101	あ	42-27	28				
4	春日部	101	あ	42-71	29				
5	春日部	101	あ	45-18	30				
6	春日部	101	あ	46-54	31				
7	春日部	100	か	60-92	32				
8	春日部	100	か	73-82	33				
9	春日部	100	か	80-04	34				
10	春日部	100	か	90-64	35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

埼運輸第240号

認 可 書

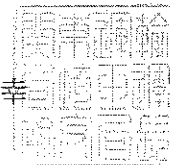
矢崎運輸倉庫 株式会社

代表取締役 矢崎 裊婆良 殿

平成31年4月11日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の事業計画変更は、申請のとおり認可する。

令和元年7月8日

関東運輸局 埼玉運輸支局長 森下 義幸



埼玉運輸局

関東運輸局長 殿
埼玉運輸支局長一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ貨物運送を除く)

- ☐ 事業計画変更認可申請書
☒ 事業計画変更届出書
☐ 施行規則に基づく届出書

変更・届出事項

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ☐ ①主たる事務所 | ☐ ⑧利用運送の業務の範囲 |
| ☐ ②営業所 | ☐ ⑨利用運送の保管施設 |
| ☐ ③休憩・睡眠施設 | ☐ ⑩利用する事業者の概要 |
| ☐ ④自動車車庫 | ☐ ⑪事業の休止 |
| ☒ ⑤各営業所に配置する事業用自動車の
種別ごとの数 | ☐ ⑫事業の廃止 |
| ☐ ⑥利用運送を行うかどうかの別 | ☐ ⑬氏名・名称又は住所 |
| ☐ ⑦利用運送の営業所 | ☐ ⑭役員 |
| | ☐ ⑮その他 |

(変更・届出の理由)

埼玉営業所の輸送需要増加に伴い、車両 1 両を増車いたしたくお届け致します。

住 所 (〒)121-0801

東京都足立区東伊興三丁目11番35号

(フリガナ)

ヤザキウニュソウコカブシキガイシャ

申請者

矢崎運輸倉庫株式会社

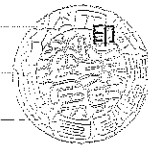
代表者 (役職)

代表取締役

(氏名)

矢崎 昇

電話番号 03-3899-5999



代理人

住 所 (〒)

印

連絡先 (申請者 ・ 代理人 の別)

(担当者氏名)

(電話番号)

(Fax番号)

(メールアドレス)

(官庁使用欄)

受付

(運輸局)

(支局)





一般貨物自動車運送事業の
(特別積合せ運送を除く)

- ☒ 事業計画変更認可申請書
☐ 事業計画変更届出書
☐ 施行規則44条1項の届出書

関 東 運輸局長 掛 江 浩 一 郎 殿	申請年月日	平成 31 年 4 月 11 日
埼 玉 運輸支局長 殿	事業者番号	No.
フリガナ	マサシマ	
申請者名	矢崎運輸倉庫 株式会社	
代表者名	代表取締役 矢崎 袈裟良	連絡担当者 矢崎 袈裟良
郵便番号	〒 121-0801	電話番号 (03) 3899-5900
申請者住所	東京都足立区東伊興3丁目11番35号	



変 更 又 は 届 出 内 容 (項 目)		
①主たる事務所 ②営業所 ③休憩・睡眠施設 ④自動車車庫 ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数 ⑥利用運送を行うかどうかの別 ⑦利用運送の営業所 ⑧利用運送の業務の範囲 ⑨利用運送の保管施設 ⑩利用する事業者の概要 ⑪事業の廃止 ⑫事業休止 ⑬役員変更 ⑭氏名・名称又は住所 ⑮譲渡譲受終了 ⑯合併終了 ⑰事業休止再開		
変更項目	(新)	(旧)
②	埼玉営業所 埼玉県八潮市大字西袋837番地	久喜営業所 埼玉県久喜市菖蒲町三箇3530番地
③	埼玉県八潮市大字西袋837番地 【 14.58 m ² 】	埼玉県久喜市菖蒲町三箇3530番地 【 7.5 m ² 】
④	埼玉県八潮市大字西袋831-1,832-1, 833-1・2,835,837,842 29.3 【 730.4 m ² 】	埼玉県加須市鴻荃字白山1408番地 【 1,105.25 m ² 】
⑤	別 紙 の と お り	
(変更理由又は届出事由発生年月日)		
今般、久喜営業所・車庫の契約期間満了に伴い廃止し、同時に埼玉営業所・車庫を新設いたし、 5両の配置車両にて稼働していきたく申請する次第です。 何卒、宜しくお願い致します。		

注) 本様式による届出は、貨物自動車運送事業法に基づく届出の場合のみとします。

(官庁使用欄) 受付 No. ()

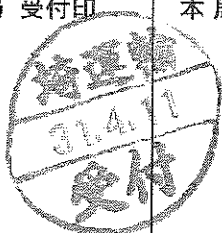
都計法照会 有・無

支局 受付印 本局 受付印

平成 年 月 日 (No.)

処理予定期間 平成 年 月 日迄

補正期間 ~平成 年 月 日 (日間)



埼玉 240号

1.各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

普通自動車

所属営業所	新					旧				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
埼玉 営業所	9	1			10	8	1			9
営業所					0					0
営業所					0					0
本社 営業所	10				10	10				10
合計	19	1	0	0	20	18	1	0	0	19

霊きゅう自動車

所属営業所	新					旧				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
営業所					0					0
営業所					0					0
営業所					0					0
営業所					0					0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2.変更する自動車の明細

所属営業所		増・減車の別	内訳	車名	年式	最大積載量	車両の形状	登録番号又は車台番号
埼玉	営業所	増 車	普通	三菱	R4	2000 kg	バン	FEB50-591764
	営業所	増・減				kg		
	営業所	増・減				kg		
	営業所	増・減				kg		
	営業所	増・減				kg		
	営業所	増・減				kg		
	営業所	増・減				kg		
	営業所	増・減				kg		
	営業所	増・減				kg		

※内訳には、普通自動車にあっては普通・小型・牽引・被牽引の別、霊きゅう自動車にあっては宮型・洋型・バン型・バス型の別を記載すること

3.増減車予定日

令和 4 年 7 月 15 日から実施する。



自動車車庫の位置及び収容能力並びに必要な面積

矢崎運輸倉庫株式会社

所属営業所	位 置	収容能力	車庫の収容状況	必要面積
本社 営業所	埼玉県八潮市大字西袋 831-1・832-1・833-1	324.10 m ²	2 両(7.5トン超38m ²)	76 m ²
	833-2・835・837・842		5 両(7.5トン迄28m ²)	140 m ²
	千葉県野田市目吹字前耕地619番	510.00 m ²	3 両(2トンロング20m ²)	60 m ²
		m ²	0 両(2トンまで15m ²)	0 m ²
		m ²		
	計	834.100 m ²	10 両	276 m ²
埼玉営業所	埼玉県八潮市大字西袋 831-1・832-1・833-1	729.30 m ²	3 両(7.5トン超38m ²)	114 m ²
	833-2・835・837・842		2 両(7.5トン迄28m ²)	56 m ²
		m ²	4 両(2トンロング20m ²)	80 m ²
		m ²	1 両(2トンまで15m ²)	15 m ²
		m ²		m ²
	計	729.300 m ²	10 両	265 m ²
		m ²	両(7.5トン超38m ²)	0 m ²
		m ²	両(7.5トン迄28m ²)	0 m ²
		m ²	両(2トンロング20m ²)	0 m ²
		m ²	両(2トンまで15m ²)	0 m ²
	計	0.00 m ²	0 両	0 m ²
		m ²	両(7.5トン超38m ²)	0 m ²
		m ²	両(7.5トン迄28m ²)	0 m ²
		m ²	両(2トンロング20m ²)	0 m ²
		m ²	両(2トンまで15m ²)	0 m ²
	計	0.00 m ²	0 両	0 m ²

矢崎運輸倉庫株式会社 車庫位置

全体 20 両

埼玉運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。 ☐ はい ☒ いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分 の累積違反点数が12点以上である。 ☐ はい ☒ いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。 ☐ はい ☒ いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。) ☐ はい ☒ いいえ

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点 の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100
埼玉県	10	10	0	0

令和 8 年 7 月 18 日

住 所

東京都足立区東伊興三丁目11番35号

氏名又は名称

矢崎運輸倉庫株式会社

代 表 者

代表取締役 矢崎 昇



りそなの当座勘定を
ご利用いただきありがとうございます。

年 月 日
29-11-02

(銀行コード 0010)

科目 種類 店番 口座番号 おなまえ
当座 一般 605 0700022 ｾｻﾞ ｷｬﾂｼｭｳ(ｶ ｹ

印紙税申告納

(通帳作成地)

付につき果
税務署承認済

大阪市中央区船場町
株式会社りそな銀行

印紙税申告納**通帳作成地*

付**税務署承認済**
税務署承認済**

お取引店

りそな銀行
竹ノ塚 支店
03-3884-0611



入金帳ご利用のご案内

- この入金帳を使用して、当店のほか当行国内本支店のどここの店舗でもご入金できます。
- この入金帳により現金をご入金される場合は、自動機(ATM)をご利用いただけます。ご利用時間は下記のとおりです。(一部店舗では、ご利用時間が異なります。)
平 日 8:45 ~ 15:00
- 窓口でご入金の場合は、入金票におなまえ、ご入金額等をご記入のうえ、この入金帳とともに提出ください。
- ご入金をいただきましたときは、この入金帳にご入金額とご入金時の残高(決済確認前の手形・小切手等の金額を含みます。)を記入いたします。
なお、残高金額頭部にマイナス(-)表示が付されている場合は、その金額だけ預金残高(決済確認前の手形・小切手等の金額を含みます。)を超えて手形・小切手等の引落とし処理が行われていることを表わします。
- この入金帳はご入金の証拠となるものですから大切に保管してください。

ANOSER



御受取印欄

山崎みづゐ

様 (株) 東京電機工業 2200020 509

台里街口 墨印

番号 01107 A

令和 4年 6月 13日

埼玉運輸文局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途・自家用・事業用の別	車体の形状		
春日部 101 あ 3169	平成 30年 7月 26日	平成 25年 6月	普通乗車	貨物	[021]		
日野	平成 30年 7月 26日	[262]	長さ	幅	高さ	重量	
FC9JKA-13364	式	式	837 ^{cm}	232 ^{cm}	317 ^{cm}	2130 ^{kg}	
TKG-FC9JKA-G	式	式	5.12 ^L	軽油	[13021 1434]		
所有者の氏名又は名称 株式会社 大崎運輸倉庫							
使用者の氏名又は名称							
使用の本拠の位置 埼玉県八潮市西袋 837							
有効期間の満了する日 令和 5年 5月 28日							
備考							
[足立], 継続検査							
自動車重量税額 Y 20 800							
[24年度税制] 平成 25年 6月 28日 新規登録 50%減税措置							
済み							
平成 27年度燃費基準達成車							
使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。							
[走行距離計表示値] 297, 1000km (令和 4年 6月 13日)							
[旧走行距離計表示値] 287, 1000km (令和 3年 6月 21日)							
平成 13年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 99dB							
[受検種別] 指定整備車							
[検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり							

[受検形態] 指定整備工場
[整備工場コード] 44101407
[その他検査事項] (920) 燃料タンク 1個 200L
以下余白

共有印 2023 7 24
利根 琢也 2023
新井 塔 3005
326
256.18
256.18

